

平成28年度

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会

事 業 計 画

平成28年度　社会福祉法人庄内町社会福祉協議会　事業計画

第1　基本方針

地域福祉を取り巻く環境は、少子・高齢や人口減少の進行、核家族化、生活格差の拡大などにより、地域や家族における「つながり」が希薄化しており、社会的孤立、経済的困窮など、地域の中でさまざまな生活課題が深刻化しています。

これらの課題に対して、昨年度から、生活困窮者自立支援制度の実施、介護保険制度改革による新地域支援事業の展開と新たな制度、施策が実施されており、今後の着実な推進が求められています。

庄内町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民、行政、関係機関等と協働し、地域課題、生活課題の解決に向けた仕組みづくりや地域づくりを推進するため、「いのちを守り、思いやりとやさしさで支えあうまちづくり」の基本理念と4つの基本目標を掲げる「庄内町地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動に取り組んでいきます。

基本目標1　“あい”にあふれた「地域づくり」では、福祉員、民生委員・児童委員等、関係機関と連携し、地域福祉活動の充実、さわやかふれあいのつどいの開催、集落いきいきサロン活動の支援による、地域での集いの場の構築、食事（配食）サービス事業による支援、見守り活動をおこないます。また、生活困窮者自立支援制度と連携し、福祉サービス利用援助事業や生活困窮世帯等支援事業を展開し、包括的な支援に取り組むほか、心配ごと相談や法律相談、地域包括支援センター・障害者相談支援センターによる相談機能及び見守り支援機能を強化していきます。

基本目標2　安心できる「環境づくり」では、地域包括支援センターについて、介護保険制度改革による新地域支援事業の展開の検討、取り組みをおこない、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します。介護センターほほえみでは、居宅介護支援事業及び訪問介

護事業を実施し、地域の身近な相談窓口として、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、迅速かつ適切に支援します。

また、障害者多機能型施設ひまわり園においては、障がいのある人が、地域において自立した生活を営めるよう、障がい福祉サービス事業を展開するとともに、今年度から地域活動支援センター業務を庄内町から受託し、障がいのある人等の社会参加の場を拡充します。

障害者相談支援センターについて、あらゆる障がいに対応できる地域の拠点として、関係機関と連携し活動します。

基本目標3 思いあう「ひとづくり」 では、本会広報「福祉しようない社協」やホームページ、出前講座など、あらゆる機会を通じて福祉に関する情報を提供し、福祉意識の醸成・啓発を図ります。また、地域の誰もが社会福祉の担い手であることを認識してもらえるように、福祉教育の推進に努めます。さらに、ボランティア活動がより活発に、より身近に、より気軽に参加できる環境づくりに取り組むとともに、平成28年度も引き続き、庄内町の友好町である宮城県南三陸町に対してボランティアバスを運行し、災害ボランティア活動による復興支援をおこないます。

基本目標4 信頼される「基盤づくり」 では、住民主体の地域福祉活動を推進する中核的団体として、社会福祉協議会の役割を広く住民に啓発すること、また福祉サービスの提供における地域住民の利便性をふまえ、今後の本会施設のあり方について、町当局及び関係機関と協議することなど、組織体制の強化と安定した活動財源の確保による運営基盤の強化を図ります。

また、現在の庄内町地域福祉活動計画の期間が今年度までであることから、平成29年度からの第2期地域福祉活動計画を、庄内町が策定する第2期地域福祉計画と一体的に策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるまちづくりを目指す方針です。

本会は、引き続き、地域住民、行政や関係機関等の参画と協働のもとに、公共性の高い非営利の民間福祉団体として、適切な法人運営と事業活動を推進しながら、地域から信頼される活動を展開していきます。

第2 具体的実施計画

1 法人運営（総務福祉課）

「庄内町地域福祉活動計画」（平成25年3月決定）に基づき、適切な法人運営を行うため、平成28年度に取り組むべき具体的事業内容として、組織推進体制の整備強化、周知・説明活動の推進、財政基盤の強化、関係団体との協働・連携等を実施、推進していきます。

また、「庄内町地域福祉活動計画」（平成25年度～平成28年度）の事業評価と見直しを行いながら、今後の実施計画として町の「庄内町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、各関係機関と情報共有・連携を図りながら、本会事業の羅針盤となる「第2期庄内町地域福祉活動計画」を策定いたします。

事業名	主な内容	事業費(千円)
組織推進体制の整備強化	<p>①理事会・評議員会の開催 ・法人運営全般の企画、立案、決定</p> <p>②理事・評議員・監事研修会の開催 ・地域福祉等に関する研修会を開催</p> <p>③専門委員会（組織財政部会・厚生福祉部会）の開催 ・庄内町地域福祉活動計画に係る事務事業評価 ・既存事業、サービスの見直し、新規事業の検討 ・「<u>第2期庄内町地域福祉活動計画</u>」の策定に関する検討</p> <p>④事務局体制の強化 ・事業所間の連携、情報と課題の共有等 ・社協発展・強化計画の検討</p> <p>⑤職員の資質向上を目的とした研修、資格取得支援の実施 ・職員のキャリア形成に即した体系的な研修の実施 ・職務遂行のために必要又は有益な資格を取得した際に助成金を交付</p> <p>⑥本部及び拠点施設の効果的な運用の検討 ・関係機関との情報共有、調整に努め、適切な取扱いの検討</p> <p>⑦本部及び拠点施設の老朽化に伴う対策の検討 ・町並びに町議会に対して情報共有の機会を設け、取扱に理解と協力を依頼 ・町との連携、外部組織との調整</p>	1,242 (1,268) ※()内は 前年度予算

事業名	主な内容	事業費(千円)
周知・説明活動の推進	<p>①福祉員活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉員会議を開催し、社協事業の周知と、運営協力の依頼 ・関係機関との連携、協力による地域の現況・課題の共有 ・福祉課題の解決に向け研修会を開催し、福祉員としての意識の啓発 <p>②広報委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた本会の推進方策の検討 ・広報紙「福祉しようない社協」の編集方針や掲載内容の検討 ・ホームページの活用による本会事業の周知強化 <p>③出前講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会広報紙等並びにホームページにより制度を周知し、集落や団体等からの要請により出向き、社協の組織や事業等を説明 <p>④街頭募金の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金のスタートに合わせ、町民の皆様から理解と協力をいただくために、本会役職員と関係者による街頭募金を実施 	1,178 (1,178)
財政基盤の強化	<p>①社協会費の納入拡大化と啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協会費の一括納付及び完納集落に対し奨励金を交付し、円滑な納付を促進 ・地域福祉に関心や意識が高く、本会の活動に賛同する団体・篤志者を募り、特別会費・賛助会費の納入を推進 <p>②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動目的・募金使途の周知を徹底し、協力を要請 ・街頭募金の実施（再掲） <p>③安定的な公的資源の確保（補助金・委託金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会活動への理解と支援を要請 ・町との連携を更に図り、現実的かつ効果的な委託事業の推進 	400 (400)
関係団体との協働・連携	<p>①民生委員・児童委員活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会の役割や、活動内容等の周知 ・地域福祉活動への意識、目的の共有化に向けた効果的な研修の実施 ・福祉員との懇談会の開催などによる連携強化 	300 (300)

事業名	主な内容	事業費(千円)
	<p>②各地区公民館との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館との協働による地域の特性に応じた活動の展開 ・生涯学習の一環として、福祉講座などの開催に係る協力体制の構築 	
<u>第2期庄内町地域福祉活動計画の策定</u>	<p>①地域福祉活動計画策定委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町と連携を図りながら、関係団体からの意向、要望等を踏まえ、町民の福祉ニーズを十分に反映した計画（案）を策定 <p>②計画の公表・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会理事会により決定した地域福祉活動計画について、冊子の作成・配布、本会広報紙への掲載により、関係機関並びに町民に公表・周知 	501

2 地域福祉・在宅福祉事業（総務福祉課）

事業名	主な内容	事業費(千円)
地域福祉事業 ① 金婚祝賀記念式の開催	結婚50年目を迎えた町内に居住するご夫妻を対象に記念式典を開催し、苦労を共にしながら、家庭繁栄、地域の発展のために努力されてこられたことに敬意を表し、祝詞・金杯・記念写真を贈呈	886 (904)
② ふれあい福祉まつり	町民一人ひとりが、福祉やボランティアに関心を持ち、地域福祉への理解と協力をいただくことを目的に開催してきた「ふれあい福祉まつり」について、実行委員として参画している福祉関係団体等の方々と協力し、運営について協議のうえ開催	199 (310)
地域ふれあい事業 ①さわやかふれあいのつどい	虚弱や障がいなどにより外出する機会が少ない、70歳以上の一人暮らしの方や夫婦世帯の方を対象に、健康維持のための健康指導・体操や講話、演芸等の公演に、関係機関やボランティア活動団体等より協力をいただき開催 開催回数：年間4回（7月、9月、11月、3月）	289 (284)
②食事（配食）サービス事業	食事の調理が困難な方、障がいをもつ方等に対して、栄養のバランスがとれた食事の提供及び見守り・安否確認の実施 実施地域及び実施日 余目地域 毎週水曜日及び金曜日の昼食（祝日を除く） 立川地域 毎週火曜日及び金曜日の昼食（8月と祝日を除く）	1,527 (1,515)

事業名	主な内容	事業費(千円)
③集落いきいきサロン活動	<p>地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、仲間づくりや世代間交流等を目的に、集落の中で誰でも気軽に集える憩いの場として「いきいきサロン」活動を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間5回以上のサロン開催で、1集落につき、助成金10,000円を交付 ・サロン代表者及びサロン未実施集落を対象とした懇談会（情報交換会）の開催 	900 (900)
生活困窮世帯等支援事業 ①生活福祉資金貸付制度の活用（県社協から受託）	<p>金融機関等からの借り入れが困難な世帯に対し、生活の安定を図ることを目的に、必要な資金の貸付（受付）と生活支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の生活安定を図るため、地域の民生委員による相談・支援の実施 ・本会及び関係機関等による自立に向けた継続的な支援・指導 <p>対象者：世帯の収入が一定基準以下の低所得、障がい者、高齢者等世帯</p>	166 (168)
②福祉資金の貸付	<p>生活する上で、緊急を要するほどに困窮された方への一時的な資金の貸付と生活指導の実施</p> <p>対象者：町内に住所を有し、償還能力があり、確実な保証人を有する方 貸付限度額：1回当たり50,000円以内 貸付期間：10ヶ月以内（無利子）</p>	1,000 (1,000)
③生活援護金の支給	<p>経済的に生活が困窮している世帯に対し、本会会長が定めた金額を生活援護金として支給し、援護を行うことにより、生活の安定を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月と12月に対象者の指定する金融機関へ口座振込 	3,500 (3,500)
④歳末たすけあい募金の実施及び募金の配分	<p>誰もが安心して新しい年が迎えられるように、11月から年末にかけて歳末たすけあい運動を展開し、町民及び町内事業所に募金のご協力を依頼</p> <p>集められた募金は、配分委員会で協議のうえ町内の生活困窮世帯等へ配分</p>	2,507 (2,552)
総合相談事業 ①心配ごと相談	<p>町民を対象に、日常生活における諸種の心配ごとや生活の向上に関する相談に応じ、必要な助言指導を行うために心配ごと相談所を開設</p> <p>開設場所及び開設日（電話相談を含む）</p> <p>余目老人福祉センター 毎月第1火曜日 立川老人福祉センター 毎月第2水曜日</p> <p>開設時間：午後1時30分～午後4時00分（余目・立川とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、行政相談を併設しての総合相談 ・相談員の資質向上のための研修会の開催と各種研修会等への参加 	327 (327)

事業名	主な内容	事業費(千円)
②法律相談	<p>町民を対象に、日常生活において直面する法律的諸問題のうち、その解決に専門的な法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための法律相談を開設</p> <p>開設日時 毎月第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分</p> <p>開設場所 余目老人福祉センター 4、6、8、10、12、1、3月 立川老人福祉センター 5、7、9、11、2月</p>	300 (300)
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ボランティアセンターを運営し、ボランティアの相談窓口としての連絡調整を実施 ・ボランティア団体並びにボランティア連絡協議会との連携を図り、活動の推進を図る ・ボランティア講座等の開催により、ボランティア活動に対する町民の意識の向上を促進 ・ボランティア関係事業等へ参加及び協力を行い、町内のボランティア活動者の学習の機会及び情報交換の場の提供 ・宮城県南三陸町の復興支援のため、町と連携し、災害ボランティアバスの運行と窓口としての連絡調整 ・ボランティア活動保険の加入等の事務手続き ・除雪ボランティアの機能強化に向けマニュアルの活用 ・災害時に備え、災害ボランティアセンター設置・運営について、各関係機関と連携・情報共有を図る 	830 (810)
福祉教育の推進	<p>地域での福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるための取り組みを推進 ・学校での福祉教育の推進 ・社会福祉への理解と関心を高めるため、町内の教育機関と連携し、福祉教育への取り組みを支援 	-
広報活動	<p>親しみやすくわかりやすい紙面構成に努め、本会及び地域の情報を発信しながら、町民の方々へ本会の活動に対する理解と関心を啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会広報紙「福祉しようない社協」を年3回発行し、全世帯へ配布 ・町広報紙「しようない」に、心配ごと相談、法律相談、老人福祉センター利用、社協ボランティアセンター等について掲載し、情報発信 	548 (569)

事 業 名	主 な 内 容	事業費(千円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協発行の機関誌「たすけあい」(年11回)を、本会役員等に配布 ・ホームページを活用した、きめ細かな情報発信 	
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) (県社協から受託)	<p>認知症で高齢な方、障がいのある方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助をおこない、地域で安心して暮らせるよう支援</p> <p>対象者：町内に住所を有し、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分でありながらも、本事業の契約内容を理解し得る能力を有していると認められる方 ・本事業の利用を希望している方 <p>支援内容：専門員が、利用者の各種相談を聴き支援内容を定め、生活支援員が利用者へ具体的なサービスを提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービス利用のお手伝い <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談 ②日常的な金銭の出し入れのお手伝い <ul style="list-style-type: none"> ・日用品の購入代金や公共料金の支払い等の手続き ・預貯金の出し入れ、解約などの手続き ③大切な書類等のお預かり <ul style="list-style-type: none"> ・年金通帳・預金通帳・印鑑などを預かりして、貸金庫など安全な場所で保管 <p>利用料：サービス開始までの相談・支援計画作成等は無料。 サービス開始後の援助は、1回1時間程度1,500円。 (生活保護世帯の方は公費補助により利用料を免除)</p>	785 (1,227)
火災見舞金贈呈事業	町内に住家を有し、火災により住家を消失及び損傷した町民に対し、要綱により火災見舞金を支給	200 (200)
赤い羽根共同募金運動への協力	<p>毎年10月1日から全国一斉に共同募金運動を展開し、地域の方々や企業等に募金活動へのご協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭募金の実施（再掲） <p>集められた募金は、県内の施設・団体等と本会に配分され、次年度における地域福祉事業の財源として活用</p>	71 (71)

事業名	主な内容	事業費(千円)
福祉関連団体等の育成指導	<p>各団体の自主的運営を助長しながら、その役割と機能を十分果たせるように、 育成指導、連絡調整を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄内町老人クラブ連合会 ・余目身体障害者福祉会 ・立川身体障害者福祉協議会 ・庄内町母子寡婦福祉会 ・庄内町手をつなぐ育成会 ・庄内町ボランティア連絡協議会 ・その他福祉関連団体等 	-
<u>町事業への協力・支援</u> <u>庄内町戦没者追悼式への協力</u>	<u>先の大戦において亡くなられた方々を慰霊し、恒久平和を祈念することを目的</u> <u>に開催する「庄内町戦没者追悼式」(町主催)への協力・支援</u>	289

3 地域包括支援センター事業（包括課）

庄内町地域包括支援センター運営指針に沿って業務を行います。高齢者の状態に応じて切れ目なく支援を継続し、一貫した自立を支援します。一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等が増えているため、福祉員、民生委員、各関係機関と連携を図り業務を行います。

また、町の担当係と協力して、地域支援事業について検討、取り組みを行います。

事 業 名	主 な 内 容	事業費 (千円)
介護予防ケアマネジメント事業	① 二次予防事業の介護予防マネジメント業務 ② 要支援認定者の介護予防マネジメント業務	11,557 (7,408)
総合相談事業	① 地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として対応する。 ② 関係機関、介護保険事業所と連携して相談業務を行う。	7,254 (7,394)
権利擁護事業	① 高齢者虐待防止と対応業務 ・職員の虐待対応力向上と関係機関と連携（隔年研修会開催 H28年度実施予定） ② 福祉サービス利用援助事業・成年後見制度の利用の支援及び関係機関との連携 ③ 消費者被害・虐待防止の啓発活動(出前講座・広報紙)	8,626 (8,349)
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	① 民生委員との連携（地域見守り会議の運営各地区1～2回） ② 介護支援専門員への支援（居宅介護支援事業所等連絡会の開催等） ③ 高齢者見守りネットワーク連絡会議を開催し、地域での見守り・支援体制の整備を図る（研修会の開催） ④ 災害時に備えた地域、関係機関との連携づくり	10,037 (9,732)

上記の4つの事業以外に町が取り組む 以下の4事業に協力します。

事 業 名	主 な 内 容	事業費 (千円)
認知症施策推進事業 <u>(認知症総合支援事業)</u>	① 認知症地域支援推進員の配置 ② 認知症カフェの実施協力	591
在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 地域ケア会議推進事業	各事業の実施について町、関係機関と連携し協力	—

4 介護サービス事業（介護サービス課）

地域の身近な相談窓口として相談に迅速に対応し必要な支援を行います。

利用者のより良い生活の維持、向上に向け、心身の特性を踏まえ、心身の状況、環境等に応じて適切なサービスが利用できるよう調整、支援を行います。

また、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう生活全般を支援いたします。

事業名	主な内容	事業費(千円)
居宅介護支援事業 (介護センターほほえみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者のケアマネジメントの実施 アセスメント（生活課題の分析）、ケアプラン（サービス計画）作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング（サービスの進行中における評価）の実施、サービス事業所との連絡調整 ・要支援認定者のケアマネジメントの実施 ※受託業務 アセスメント、予防ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、サービス事業所との連絡調整 ・給付管理業務の実施 ・要介護、要支援の更新の際の認定調査 ※受託業務 ・介護保険の申請代行の実施 ・ケースカンファレンス（個々の課題に対する検討会）の実施 ・計画的な研修の実施 ・医療、行政、包括支援センター、サービス事業所との連携 ・介護保険、高齢者福祉サービスの相談業務の実施 	32,592 (31,394)
訪問介護事業 (介護センターほほえみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービスの実施 ・介護予防訪問介護サービスの実施 ・身体障害者居宅介護支援サービスの実施 ・知的障害者居宅介護支援サービスの実施 ・児童居宅生活支援サービスの実施 ・自立支援ホームヘルプサービスの実施 ※受託業務 身体介助：食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、外出介助等 生活援助：買物、調理、洗濯、掃除等 ・介護職員処遇改善加算の算定 	42,277 (33,654)

事業名	主な内容	事業費(千円)
	・事業所加算の算定 介護職員の資質向上のための研修計画を策定、実施し質の良いサービスを安定的に供給する。	

5 障害福祉サービス事業（障害者多機能型施設ひまわり園）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、利用者の個々のニーズに合った、きめ細かなサービスの提供を目的に運営してまいります。

また、利用者一人ひとりが自己の力を発揮できるように、自らのニーズの実現と将来に見通しができるように様々な事業、相談助言を実施し、自立を支援してまいります。

自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援（B型）事業の各事業活動に関わる利用者の特性を活かし、地域社会の一員として、やりがいを持ち生き生きと活動に取り組めるように、きめ細かく支援してまいります。

新たな事業として庄内町からの受託を受け、地域生活支援事業 地域活動支援センターを平成28年度より運営いたします。

町内在住の障害者等で、サービス利用につながっていない方、空いている時間に活動・相談する場所が必要な方などを対象に、居場所としてひまわり園の作業室等を活用いただき交流活動・相談支援を中心に支援を実施いたします。

利用される方が、自宅を一步出て充実した社会生活を送れるよう支援してまいります。

事業名	主な内容	事業費(千円)
(1)自立訓練（生活訓練）事業	事業内容：地域社会で自立した生活ができるよう、日常生活と <u>作業能力の維持・向上</u> を図るための訓練、日常生活上の相談支援を実施 支援計画：個人の能力に合わせ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援、訓練を実施 支援内容：コミュニケーション訓練（挨拶、会話、読み書き 等） 日常生活訓練（清掃、洗濯、調理、金銭の使用方法・管理 等） 社会実習（公共マナー、買物訓練 等） 製作活動（刺し子・ちりめん細工・木工 等） 地域交流（保育園、福祉団体との交流会）	10,051 (10,687)

事業名	主な内容	事業費(千円)
(2)就労移行支援事業	<p>事業内容：一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や、企業等での実習活動を通して、企業等への雇用の見込まれる方を対象に就労支援、就労後支援を実施</p> <p>支援計画：企業実習及び園内活動を通して、仕事に対する責任感の醸成、就労能力の向上を図る。</p> <p>企業や相談機関と連携し、適正な職場探しや社会生活に必要な知識の習得、就労後の生活や相談援助を行い、安定した自立生活の支援を実施</p> <p>支援内容：実習・授産活動（一般企業 協力事業所 等） 職業訓練（パソコン、計算、商品仕分け作業 等） 社会マナー指導（挨拶・コミュニケーション訓練 等） 就職活動支援 (履歴書作成指導、面接指導、ハローワーク利用支援、 適合就労事業所への調整) 就業準備支援（通勤指導、交通機関利用指導 等）</p>	10,592 (14,487)
(3)就労継続支援（B型）事業	<p>事業内容：就労の機会や受注・授産活動の機会を園内で提供するとともに、庄内町、庄内地域の地域資源を活用した菓子製造・販売活動を行う。</p> <p>また、新商品の開発並びに既存する商品の改良と種類の追加、期間限定商品等の開発も行い、新たな販路開拓に努める。町内外の各関係機関と連携を図りながら、委託販売、注文販売、巡回販売、イベント等での販売活動を行なながら、就労に必要な知識・能力向上のための支援を実施</p> <p>支援計画：日々の受注・授産・生産活動の中で、安定した仕事量を確保するとともに、仕事に必要な知識・技術等の習得支援、衛生保持支援等を行い、利用者のニーズに合った支援を行う。</p> <p>また、同活動に対する工賃支給により仕事への意欲と責任の向上を図り、金銭感覚を身につけ、自己の金銭管理の支援を実施</p>	26,542 (26,103)

事 業 名	主 な 内 容	事業費（千円）
	<p>支援内容：受注活動（漬物シール貼り・メール便・パッケージじやばら折り 煎餅包装等）</p> <p>授産活動（木工製品・刺し子 等）菓子製造・販売活動 (地域資源を活用した菓子製品の製造・販売)</p> <p>季節限定・期間限定商品の販売 (クリスマス、バレンタイン、ホワイトディ 等)</p>	
地域活動支援センター事業	<p>事業内容：<u>町内在住の障害者等が通所し創作活動、生産活動の機会の場を提供、社会の交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の社会参加の促進と町内における地域福祉の増進を図る。</u></p> <p>支援計画：<u>交流活動・創作活動・相談支援を通実施し、障害者等の日々の生活を充実したものにできるように支援を行う。</u> <u>また、庄内町障害者相談支援センターと連携し、利用者の指定サービスや就労への移行も検討しながら支援を実施する。</u></p> <p>支援内容：<u>交流活動</u> <u>ひまわり園行事への参加</u> <u>受注活動の体験作業の実施</u> <u>相談支援</u> <u>日常生活や社会生活における相談支援を実施</u> <u>庄内町障害者相談支援センターとも連携</u> <u>創作活動</u> <u>エコバック・木工・ちりめん細工等</u></p>	2,675

6 障害者相談支援事業（庄内町障害者相談支援センター）

障がい児・者が、地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく身体・知的・精神、その他の障がいに対応できる地域の拠点として、関連機関との連携を図り支援してまいります。

事 業 名	主 な 内 容	事業費（千円）
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用につながる支援の実施 (障がいの種別・年齢を問わず、気軽にご相談を頂ける相談窓口としての機能) ・社会資源を活用するための支援の実施 (地域でより良く暮らしていただくためのご本人をとりまく環境調整) ・社会生活力を高めるための支援の実施 (住み慣れた地域で自分らしい生活を送っていただくための支援) ・権利の擁護のために必要な支援の実施 (家庭や地域で生活していく上での基本的人権を保障するための援助) ・専門機関の紹介 (相談内容に応じて、専門機関の紹介等の情報提供) ・地域自立支援協議会の運営への協力 (町が設置した地域自立支援協議会に対しての運営協力) ・専門的な相談支援等を要する困難ケースへの支援を実施 (地域における関連機関と一体となり、個別支援会議を開催する等協力体制の構築と継続した支援の実施) ・交流室の活用とネットワークの促進 (障がい児・者とその保護者等に交流の場を提供し、ネットワークを促進 家族会の定例会、交流活動の支援) 地域交流事業：運動会・夏祭り・クリスマス会・春のお楽しみ会 ・地域における障がい児・者理解を促す余暇支援事業の実施 (住み慣れた地域で、障がい児・者が安心して楽しく参加できる事業を展開) 余暇支援事業：リズミック 	6,787 (6,761)